



にしちちぶ

商工会報

編集・発行／西秩父商工会広報委員会
〒368-0105 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野298-1
☎0494(75)1381(代)・☎(75)1382
http://www.nishichichibu.or.jp/

【広報委員】
委員長 小菅 繁夫
副委員長 加藤 悟
委員 関口 正明
// 山口 繁
// 岩崎 禎宏
// 黒沢 且代
委員 高岸 友行
// 川合 哲生

商工会員増強運動
キャンペーン中

ただ今、西秩父商工会では会員増強運動キャンペーン中です。ご入会希望・ご質問等、ご連絡頂ければ、職員がお伺いし対応致します。

vol.139 令和3年5月1日発行

訃報

当会第9代会長 岩崎 宏 氏が令和3年2月28日にお亡くなりになりました。謹んでお知らせいたします。

ここに、故岩崎宏氏の西秩父商工会での功績の一部を紹介いたします。

＝商工会での職歴＝

【昭和62年5月】青年部副部長に就任
地域の先駆的立場から若い青年後継者の育成やイベントをはじめ、地域づくり事業に力を注ぐ。

【平成5年5月】理事に就任

【平成11年5月】副会長に就任

小規模事業者経営改善資金の審査委員長などを歴任。商工会組織の充実と運営に尽力。

【平成18年5月】会長に就任

西秩父地域商工業の相談指導、地域振興事業の陣頭指揮を執り、安定した組織の運営に貢献。歴代最長の15年にわたり会長職を務める。

モットーは「無から有へ 蒔かぬ種は生えぬ」。

＝会長在任時での主な功績＝

●青年部が取り組んだ尾ノ内氷柱事業をバックアップ。小鹿野町の冬の一大観光を作り上げ、その結果 青年部は平成25年2月、全国商工会連合会より『まちづくり部門表彰』を受ける。

●平成の名水 毘沙門水を使用した『毘沙門氷』の開発と、美しい森の再生を規範にニホンジカによる鳥獣被害対策と併せ、これを地域資源として捉え駆除するのではなく活用すべきと取り組んだ「ちちぶのじかプロジェクト」の実績により、平成28年11月には当会が21世紀商工会準グランプリを受賞。

これらの功績が認められ、令和3年1月に商工会法施行60周年埼玉県商工会連合会創立70周年を機に埼玉県知事より表彰状を受賞しました。



上田知事(当時)へ毘沙門氷を強力にアピール(平成26年8月7日)



知事公館にて鹿肉PR試食会(平成26年10月21日)

21世紀商工会グランプリ表彰式 NHKホールにて(平成28年11月17日)



令和元年度 西秩父商工会通常総代会

在りし日の岩崎会長 令和元年度通常総代会にて(令和元年5月25日)

知事表彰(令和3年1月18日)

ご冥福をお祈り申し上げます。合掌

商工会情報局 西秩父商工会 新規加入企業

法人名・事業所名	代表者名	業種	地区
齋藤STEEL	齋藤武志	重軽量鉄骨工事	吉田
株式会社サンキーパー	小櫃利政	太陽光発電・電力販売	吉田
オルオル	加藤賀大	美容室	腰ノ根
引間建築	引間 進	建築業	長若

*令和3年1月1日以降の新入会員のうち、同意をいただいた会員のみ掲載。

商工会情報局 労働保険料、一般拠出金の申告・納付について

労働保険(労災保険・雇用保険)の令和2年度確定保険料と令和3年度概算保険料及び石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付手続は、6月1日(火)～7月12日(月)までです。申告書・納付書は5月末に発送する予定です。同封の記入例(申告書等の記入方法)を参考に作成のうえ、7月12日までに提出してください。

- ▶コールセンター ☎0800-555-6780(開設期間5月31日～7月16日)
- ▶埼玉労働局労働保険徴収課 ☎048-600-6203

*労働保険事務組合に事務委託されている事業所は提出日異なりますので、事務委託している事務組合にお問合せください。

商工会情報局 商工共済の継続加入年齢・保証年齢を引き上げ

商工共済制度が令和3年4月1日より改定され、継続加入年齢・保障年齢が引き上げられました。詳しくは西秩父商工会にお問合せいただくか、埼玉県商工会連合会のホームページをご覧ください。

https://www.syokoukai.or.jp/s0004/020/index.html

商工貯蓄共済	[改訂後]	継続加入は80歳5カ月まで。保障は85歳5カ月まで。
商工医療共済	[改訂後]	継続加入は79歳5カ月まで。保障は80歳5カ月まで。

商工会情報局 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策

*掲載の情報は令和3年4月13日午後8時現在のものです。

新型コロナウイルス感染症は地域経済に多大な影響をもたらしています。この影響を受けている中小規模事業者に対し、国・県・秩父市では様々な給付金や支援策などを用意しています。商工会では申請でのサポートを行っていますので、お気軽にご相談ください。

*各ホームページのアドレスや内容は令和3年4月13日現在の情報を掲載しているため、変更が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。

国の支援策

雇用調整助成金(新型コロナウイルス特例)

「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

緊急対応期間 ●令和2年4月1日～令和3年4月30日

お問合せ ●ハローワーク秩父 ☎0494-22-3215

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

一時支援金(新型コロナウイルス特例)

2021年1月に発令された緊急事態宣言の影響を受けた中小企業および個人事業者に対して支援金が給付されます。給付額の上限は、中小企業は60万円、個人事業者は30万円です。

給付対象要件 ●次項①・②いずれも該当

①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること

②2019年比又は2020年比で2021年の1月・2月・3月の売上が50%以上減少していること

申請期間 ●令和3年3月8日(月)～5月31日(月)

お問合せ ●一時支援金事務局 相談窓口 ☎0120-211-240

IP電話等からのお問い合わせ先 ☎03-6629-0479

*通話料がかかります。8:30～19:00(全日)

https://ichijishienkin.go.jp/

埼玉県の支援策

埼玉県感染防止対策協力金(第6期・第7期・第8期)

下記の期間において埼玉県による営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた飲食店(カラオケ店、バー等を含む。)を運営する事業者の皆さまに対し、感染防止対策協力金を支給します。

お問合せ ●埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678(ナビダイヤル)

受付時間: 平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時

埼玉県感染防止対策協力金(第6期)

支給額 ●1店舗あたり最大84万円(全期間協力した場合)
期 間 ●令和3年3月8日午前0時から3月21日午後12時までの全ての期間(*原則として、期間中の全ての営業日において、午前5時から午後8時までに営業時間を短縮していただく必要があります。また、酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていただく必要があります)

申請期限 ●令和3年5月12日(水)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-6.html

埼玉県感染防止対策協力金(第7期)

支給額 ●1店舗あたり最大40万円(全期間協力した場合)
期 間 ●令和3年3月22日午前0時から3月31日午後12時までの全ての期間(*原則として、期間中の全ての営業日において、午前5時から午後9時までに営業時間を短縮していただく必要があります。また、酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を午前11時から午後8時までとしていただく必要があります)

申請期限 ●令和3年5月21日(金)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-7.html

埼玉県感染防止対策協力金(第8期)

支給額 ●1店舗あたり最大84万円(全期間協力した場合)
期 間 ●令和3年4月1日午前0時から4月21日午後12時までの全ての期間(*原則として、期間中の全ての営業日において、午前5時から午後9時までに営業時間を短縮していただく必要があります。また、酒類を提供する飲食店は、酒類の提供を午前11時から午後8時までとしていただく必要があります)

申請期限 ●令和3年4月22日以降、速やかに受付開始予定

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin-8.html

秩父市の支援策

雇用確保推進奨励金(国の「雇用調整助成金」への上乘せ)

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業等をする場合であっても、従業員の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業者に対し、雇用の安定及び事業活動の継続を図るための奨励金を支給します。

支援金額 ●1事業者一律 10万円

お問合せ ●秩父市役所 産業支援課

☎0494-25-5208 ☎0494-25-0136

http://www.city.chichibu.lg.jp/5929.html

秩父市新型コロナウイルス感染症時短営業等協力奨励金

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言に伴い、県から発出された時短営業要請に応じた市内飲食店及び当該飲食店に直接納品している市内卸売業等に対し、経営継続を支援するため、奨励金を交付します。また、緊急事態宣言解除後の集客及び感染拡大防止を図るため、10万円以上の新型コロナウイルス感染症防止備品の購入及び工事を行った市内対象店舗に対しても奨励金を交付します。

申請期限 ●令和3年5月31日(月)

お問合せ ●秩父市役所 産業支援課

☎0494-25-5208 ☎0494-25-0136

http://www.city.chichibu.lg.jp/9476.html

*QRコードを読み取る際は、目的以外のQRコードを手で隠すなどしてご利用ください。

各種融資制度・主な補助金制度については裏面をご覧ください。

西秩父商工会のホームページでは会員の皆様向けに最新のお知らせを随時掲載しています。
https://www.nishichichibu.or.jp/info/information/

6月初旬に予定されていた「第13 回路地ST.」の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、残念ながら本年も「中止」となりました。

商工会情報局 「経営発達支援計画」経済産業省より認定される

西秩父商工会・秩父市・小鹿野町と共同策定

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき、小規模事業者の持続的発展を支援する体制を整備するため西秩父商工会が秩父

市・小鹿野町と共同で策定した「経営発達支援計画」が、令和3年3月26日付けで経済産業省に認定されました。この計画に基づき、当会は、関係市町等と共同して小規模事業者への伴走支援を積極的に行って参ります。(令和3年度より5年間)

西秩父商工会の一員として、地域商工業の発展のサポートを行えるように、日々勉強を欠かさず頑張りますので、よろしくお願致します。



新規採用
秩父市在住
岡田 陸

令和3年2月1日付
金子亮太
小鹿野町在住
小経営指導員

西秩父商工会
職員人事